都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、青梅都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和元年10月1日

青梅市長 浜 中 啓 一

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
青梅都市計画	削除する部分
生産緑地地区	駒木町1丁目、駒木町2丁目、野上町3丁目、野上町4丁目、大門1丁目、木野下2丁目、今寺4丁目、師岡町2丁目、今井1丁目、今井2丁目、梅郷1丁目、梅郷4丁目、梅郷5丁目、柚木町1丁目、二俣尾1丁目、沢井1丁目

縦覧場所 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1 青梅市役所5階都市整備部都市計画課

以上